

室戸ジオパーク推進協議会シェアサイクル事業実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、室戸ジオパーク推進協議会（以下、「協議会」という。）が自転車等を貸し出すこと（以下、「シェアサイクル」という。）により、環境にやさしい交通手段の提供及び交通アクセスの利便性の向上を図り、室戸ユネスコ世界ジオパーク等の活性化及び観光の促進に繋げることを目的とする。

(貸出及び返却受付施設)

第2条 シェアサイクルに係る業務を行う拠点施設は、次のとおりとする。

- (1) 名称 室戸世界ジオパークセンター
位置 高知県室戸市室戸岬町1810番地2
- (2) その他協議会と委託契約を締結したシェアサイクル拠点委託施設（以下、「委託施設」という。）

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 予約受付業務
- (2) 予約管理業務
- (3) 配車業務
- (4) 貸出受付業務
- (5) 返却受付業務
- (6) トラブル発生時の受付業務
- (7) トラブル発生時の対応業務
- (8) 所有車両管理業務
- (9) 事業収益分配業務

(委託施設の業務)

第4条 委託施設は、次の各号に掲げる業務を実施する。

- (1) 貸出受付業務
- (2) 返却受付業務
- (3) 協議会への実績報告業務
- (4) トラブル発生時の情報提供業務
- (5) 保管車両管理業務
- (6) 事業売上管理業務

(利用対象者)

第5条 シェアサイクルを利用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 中学生以上の者であること。利用者が未成年の場合は、法定代理人（親権者等）の同意を得た者に限る。ただし、保護者が同伴する場合は、この限りでない。
 - (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのない者。
- 2 前項の規定にかかわらず、協議会が安全上支障をきたすと認めた場合は、利用を許可しないものとする。

(厳守事項)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用する前には、借受自転車等に異常がないことを必ず確認すること。
- (2) 借受自転車等は、適正に管理し利用すること。
- (3) 飲酒運転、無謀乗車、その他交通法規に違反しないこと。
- (4) 長く続く下り坂、トンネル、見通しの悪い場所の走行には十分に注意し、安全運転を心がけて走行すること。

(免責事項)

第7条 利用期間中において、悪天候もしくは天候の急変が予測される際のシェアサイクルの利用について、利用者の判断によることを原則とする。

- 2 悪天候もしくは天候の急変によって利用者又は第三者に損害が生じた場合、協議会は、損害賠償その他一切の責任を負わない。
- 3 貸出自転車に積載した荷物等の汚損、破損その他の損害については、協議会は、損害賠償その他一切の責任を負わない。

(利用料金)

第8条 シェアサイクルの利用料金は、別表第1のとおりとする。

(収益分配)

第9条 シェアサイクル事業委託事業（以下、「本委託事業」という。）により委託施設が得られる収益及び協議会と委託施設間における、本委託事業に係る売上及び手数料の精算方法については、協議会と委託施設で個別に協議を行い、委託契約により決定する。

(個人情報利用)

第10条 本事業に関連して、協議会及び委託施設が知り得た個人情報については、本事業及び協議会の事業活動に関する分析・統計以外の目的には使用しない。

(利用期間)

第11条 利用者が、シェアサイクルを利用できる期間は、次の通りとする。

- (1) シェアサイクルの利用日は、拠点施設の開館日に準ずるものとする。
 - (2) シェアサイクルの利用可能期間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、シェアサイクルの当日利用に係る申請受付時間は、午後4時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特に利用上必要があると協議会会長が認める時は、これを変更することができる。

(利用期間超過)

第12条 利用者は、利用許可を受けている利用期間を超過する見込みがある場合、速やかに、協議会に電話連絡をし、協議会の指示に従わなければならない。また、利用期間の超過に係る利用料金については別表第1のとおりとする。

(利用区域)

第13条 シェアサイクルの利用によって利用者が移動できる範囲は、室戸市内に限るもの

とする。

(利用の申請)

第14条 利用者は、次の各号に掲げるいずれかの方法によりシェアサイクルの利用に関する予約申請を行う。

- (1) インターネット上の予約システム（電子メール含む）
 - (2) 室戸世界ジオパークセンターへの電話
 - (3) 室戸世界ジオパークセンターの窓口
- 2 前項に係る受付時間等については、別表第2に掲げる。
- 3 予約申請を行っていない利用者は、借り受け時に、必要事項を記入した申請書を、借り受けを希望する拠点施設に提出しなければならない。
- 4 利用者は借り受け時に身分を証明するものを提示しなければならない。

(予約申請の取消し)

第15条 予約申請を行った申請者（以下、「予約申請者」という。）は、予約申請を取り消す場合、別表第3に示す方法で予約申請を取り消すことができる。

- 2 協議会は、予約申請者が、前項により予約申請を取り消した場合、取消し料を請求しない。
- 3 協議会は、予約申請者から、利用開始予定時間を1時間経過しても協議会に対する連絡がない場合、予約申請者の同意なく、予約申請を取り消すことができる。
- 4 協議会は、前項により予約申請を取り消した場合、予約申請者に対して、取消し料を請求しない。

(利用の許可)

第17条 協議会は、申請を許可する時は、シェアサイクル利用許可証（以下、「許可証」という。）を交付する。

- 2 利用者は借り受けた自転車等を返却する時まで、交付された許可証を携帯しなければならない。
- 3 利用者は、交付された許可証を紛失した時は、直ちに、協議会に連絡をし、紛失の旨を伝えなければならない。

(利用許可の取消し)

第18条 協議会は、利用者が本要綱に違反した場合は、利用期間中であっても、利用許可を取り消すことができる。

- 2 利用者は、利用許可を取り消された場合、速やかに借受自転車等を返却しなければならない。
- 3 第1項の規定により、利用許可が取り消された場合、利用料金の返金は、行われぬものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第19条 利用者は、シェアサイクルに関する権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(借受自転車等の返却)

第20条 利用者は、借受自転車等の返却にあたっては、申請時に指定した拠点施設に返却

すること。

2 指定した拠点施設の変更を希望する場合は、速やかに協議会へ連絡をし、許可を得なければならない。

(自転車等の異常・故障時の届け出)

第21条 利用者は、借受自転車等に異常又は故障を発見した時は、直ちに利用を中止し、協議会に連絡するとともに、その指示に従うものとする。

(自転車等の盗難・紛失の届け出)

第22条 利用者は、借受自転車等に盗難が発生した時は、直ちに盗難の状況などを管轄の警察及び協議会に連絡するとともに、その指示に従うものとする。

(事故の届け出)

第23条 利用者は、借受自転車等に係る事故が発生した時は、事故の規模にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 直ちに事故の状況などを管轄の警察及び協議会に連絡すること
- (2) 協議会が貸出自転車等について契約した赤色 TS マーク付帯保険（以下「契約保険」という）の加入先が必要とする書類および証拠となるものを遅滞なく協議会に提出しなければならない。
- (3) 事故等により第三者に損害を与えた場合には、被害者に対する道義的責任を果たすとともに、契約保険の約款等に基づき、協議会及び契約保険の加入先と処理方法等について協議し、事故を早期かつ円滑に解決するよう努めなければならない。
- (4) 当該事故に関し、第三者と示談又は協定を締結する時は、あらかじめ協議会の承諾を受けなければならない。

(求償)

第24条 協議会は、貸出自転車等の貸出により、協議会が賠償責任を負った場合は、利用者に対して、次の事項に掲げる部分を除く範囲内において求償権を行使することができる。

- (1) 契約保険で補填される部分
- (2) 協議会の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償責任に関する部分

(損害賠償の義務)

第25条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により借受自転車等を損傷し、又は滅失した時は、協議会の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(信義則)

第26条 本要綱の内容に疑義が生じた場合、又は本要綱に記載していない事項が生じた時は、協議会、委託施設及び利用者は、誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

(合意管轄裁判所)

第27条 本要綱に基づく権利及び義務について紛争が生じた時は、協議会を管轄する地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第28条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

第29条 本要綱の内容については、事前の告知なく変更する場合がある。また、詳細についても事前の告知なしに諸事情により随時変更する場合がある。

附 則

本要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表第1 シェアサイクル 料金体系

単 位	電動アシスト付自転車	一般自転車・クロスバイク
全日	1,500 円/台	1,000 円/台
延長料金 (暦日ごとに)	1,500 円/台	1,000 円/台

別表第2 シェアサイクル 予約申請

方 法	受付時間帯	受付締切時間	予約申請の確定
インターネット上の予約システム (電子メールを含む)	予約システム稼働時間帯	利用者の利用予定日前々日の午後5時	利用者が協議会からの「受付完了」メールを受信した時点
電話	営業時間内		予約申請時
窓口	営業時間内		予約申請時

別表第3 シェアサイクル 予約申請 取消し方法

予約申請方法	予約申請 取消方法	受付時間帯	申請の取消し確定
インターネット上の予約システム	予約システム	予約システム稼働時間帯	利用者が協議会からの「受付完了」メールを受信した時点
	電子メール 電話 窓口	営業時間内	
電子メール 電話 窓口	電子メール 電話 窓口	営業時間内	申請取消し時